事　務　連　絡
令和５年９月２８日

保護者各位

国立市　子ども家庭部
保育幼児教育推進課長　川島慶之
（公印省略）

令和５年１０月以降の認可外保育施設等利用支援事業の拡充について

日頃より当市の保育・幼児教育行政にご理解とご協力を賜り深く御礼申し上げます。

この度、東京都による多子世帯への負担軽減に向けた独自支援として、令和５年１０月から認可保育所における第２子以降の保育料の無償化が始まりました。標記補助金につきましても、下記の通り補助内容の拡充が行われますので、お知らせいたします。

記

１、目的

（１）　待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図る。

（２）　安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯に対し、認可外保育施設の利用料の負担軽減を図る区市町村を支援する。

（３）　子供を２人以上持ちたいと願う方への都独自の支援として、令和５年１０月以降、多子世帯支援の拡充し第２子の保育料無償化を図ることにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。

２、拡充内容

多子世帯負担軽減補助金の**第２子の補助額**を「**第３子以降の補助額**」と同額まで増額。

※補助金額等につきましては、裏面をご確認ください。

※多子世帯負担軽減補助金は、認証保育所・認可外保育所(基準を満たす証明書交付あり)・企業主導型保育施設（基準を満たす証明書交付あり）に月極契約で在籍し、保育の必要性のある 0～5 歳児が補助対象です。

３、変更適用期間

令和５年１０月分から

補助金の支給は後期分【令和５年９月～３月分】として、令和６年５月中旬に交付予定です。

４、　備考

今回の補助拡充に係る、提出書類はありません。

5、補助基準額一覧表

	【令和５年９月まで】					【令和５年１０月以降】	
利用施設（種別）	年齢（ｸﾗｽ）	保育の必要性	多子世帯支援として（保育の必要性有）	利用支援として		多子世帯支援として（保育の必要性有）	利用支援として
認証保育所	0～2歳（市民税非課税世帯）	有	第2子　13,000円/月 第3子～ 25,000円/月	第1子･第2子のみ 10,000円/月		第2子～ 25,000円/月	第1子のみ 10,000円/月
	0～2歳（市民税課税世帯）		第2子　14,000円/月 第3子～ 27,000円/月	10,000円/月		第2子～ 27,000円/月	10,000円/月
	0～2歳	無	―	10,000円/月		―	10,000円/月
	3～5歳	有	第2子　10,000円/月 第3子～ 20,000円/月	―		第2子～ 20,000円/月	―
		無	―	―		―	―
認可外保育施設等	0～2歳（市民税非課税世帯）	有	第2子　13,000円/月 第3子～ 25,000円/月	―		第2子～ 25,000円/月	―
	0～2歳（市民税課税世帯）		第2子　14,000円/月 第3子～ 27,000円/月	―		第2子～ 27,000円/月	―
	0～2歳	無	―	―		―	―
	3～5歳	有	第2子　10,000円/月 第3子～ 20,000円/月	―		第2子～ 20,000円/月	―
ベビーシッター利用支援事業	0～2歳（市民税課税世帯）	有	―	―		―	―
企業主導型保育施設	0～2歳「住民税非課税世帯」「被扶養者(生活保護者)」及び「里親」	有	第2子　13,000円/月 第3子～ 25,000円/月	―		第2子～ 25,000円/月	―
				―			―
	0～2歳（市民税課税世帯）	有	第2子　14,000円/月 第3子～ 27,000円/月	―		第2子～ 27,000円/月	―
	3～5歳	有	第2子　10,000円/月 第3子～ 20,000円/月	―		第2子～ 20,000円/月	―
		無	―	―		―	―

※都や県に届出を出していない施設や、届出をしていても、「基準を満たす証明書」の交付を受けていない施設は対象外です。
※ベビーシッター利用支援事業とは、未就学児の待機児童の保護者である等、お子さんが保育所等に入所できるまでの間又は夜間帯の保育が必要な場合、保育所等の代わりとして、東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業を1時間150円(税込)で利用できる事業です。

以上

【問い合わせ先・提出先】
国立市役所　子ども家庭部　保育幼児教育推進課　保育・幼稚園係
〒186-8501　国立市富士見台２丁目 47 番地の１　電話：042-576-2427（直通）